

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

令和 年 月 日

青梅市農業委員会

会長

殿

届出者

㊟

下記によって農地を転用したいので農地法第4条第1項第7号の規定によって届け出ます。

1 届出者の住所および職業

住 所	職 業

2 土地の所在、地番、地目および面積ならびに所有者および耕作者の氏名および住所

土地の所在	地 番	地 目		面 積 ㎡	土地所有者 氏名、住所	耕 作 者 氏名、住所
		登記簿	現 況			
計	㎡ (田		㎡畑	㎡)		

連絡先

処理 状況	台帳照合済		
	市街化区域		自作地
	長期、相続、生産、農用、都計、その他		貸付地
	調整区域		

3 転用計画

転用の目的			
転用の時期	工事着工期	年	月 日
	工事完了期	年	月 日
転用の目的にかか る事業または 施設の概要			盛土 m
			切土 m

4 転用することによって付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

記載注意

- (1) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- (2) 「転用の目的にかか
る事業または施設の概要」欄には、事業または施設の種類、数量および面積、その事業にかか
る取水または排水施設等について具体的に記入する。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

令和 年 月 日

書類提出日を記入

青梅市農業委員会

会長

殿

実印

届出者 **東京花子** 印

下記によって農地を転用したいので農地法第4条第1項第7号の規定によって届け出ます。

1 届出者の住所および職業

住 所	職 業
青梅市東青梅〇丁目〇〇番地の〇	農 業

2 土地の所在、地番、地目および面積ならびに所有者および耕作者の氏名および住所

土地の所在	地 番	地 目		面 積 ㎡	土地所有者 氏名、住所	耕 作 者 氏名、住所
		登記簿	現 況			
東青梅〇丁目	〇〇番	畑	畑	〇〇〇	届出人に同じ	届出人に同じ
<p>現況については、課税地目を記入 ※不明ならば、事務局で記入します</p> <p>500㎡以上の場合には開発行為にかかわる場合があるため確認が必要となります</p>						
計		〇〇〇 ㎡ (田		㎡畑	〇〇〇 ㎡)	

連絡先

処理状況	台帳照合済		
	市街化区域		自作地
	長期、相続、生産、農用、都計、その他		貸付地
	調整区域		

担当者名、電話番号を記入

3 転用計画

転用の目的	<p>記入例)住宅用地、駐車場用地、資材置場等</p>		<p>一時転用の場合は一時転用と記載 (原則:転用期間は1年以内)</p>
転用の時期	工事着工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	工事完了期	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
転用の目的にかか る事業または 施設の概要	<p>記入例)木造2階建1棟を建築 1階〇〇㎡2階〇〇㎡延べ〇〇㎡ 駐車場 車両6台を予定</p>		盛土 〇 m
			切土 〇 m

4 転用することによって付近の土地、作物、家畜等の被害の

<p>記入例)特になし</p>	<p>切土、盛土が1m 以上の場合は都市 計画課との協議が 必要</p>
-----------------	--

記載注意

- (1) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- (2) 「転用の目的にかか
る事業または施設の概要」欄には、事業または施設の種類、数量および面積、その事業にかか
る取水または排水施設等について具体的に記入する。

農地法第4条の転用届出手続き（市街化区域）

市街化区域内の自分の農地を自分で農地以外のものに利用する場合は、事前に農業委員会へ届出の手続きをしてください。

どなたにも添付していただく書類		
1	届出書（印鑑証明書の印を押印）	1通
2	届出者の印鑑証明書	1通
3	公図 （法務局又はインターネットの登記情報提供サービスで取得）	1通
4	案内図	1通
5	土地登記事項証明書（届出地1筆につき。法務局で取得）	1通
該当される方に添付していただく書類		
6	委任状（印鑑証明書の印を押印）（受理通知書を代理人の方が受領される場合）	1通
7	「青梅市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例」の適用を受ける場合は、都市計画課の発行する『事前協議済書』の写し	1通
8	届出者が未成年者の場合は、親権関係のわかる戸籍謄本および住民票	1通
9	都市計画法の開発行為に該当する場合は『開発行為の許可書』の写し （許可書のほかに許可条件の部分および図面も必要です。）	1通
10	相続登記未了で、相続人による届出の場合は『遺産分割協議書の写し』および相続関係のわかる戸籍・除籍の謄本ならびに本籍地の表示がある住民票 分割協議が終わっていないときは相続人全員で届出をしていただきますが、相続関係のわかる戸籍・除籍の謄本ならびに本籍地の表示がある住民票も添付していただきます。 <u>相続関係のわかる戸籍・除籍の謄本の必要な範囲については事務局に御確認ください。</u>	1通
11	土地登記事項証明書に記載されている所有者の住所と現住所が異なる場合は住所の異動状況がわかる住民票または戸籍の附票 なお、転居等がなく住居表示の変更により土地登記事項証明書に記載されている住所と異なるときは、居住地の市町村で発行される住居表示変更の証明書を添付してください。	1通
12	筆のうち一部のみ転用の場合は、転用面積のわかる求積図	1通

※ くわしく知りたい方は、農業委員会事務局までおたずねください。

農業委員会事務局 電話 22-1111 内線(2349)

届出の締切日は、毎週金曜日（閉庁日の場合は、その前日の開庁日）です。受理通知書の交付は、原則締切日の翌日から2～3日後となります。（※届出の件数によっては、相応の期間を要する場合がありますので、件数が多い場合には事前にご相談ください。）なお郵送でのやり取りを御希望の方は、返信用封筒を同封願います。

農地法第4条および第5条の転用を申請される方へ

固定資産税・都市計画税が上がる場合があります。

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日が賦課期日です。それ以前に農地法第4条および第5条の届け出（許可）を行った土地については、翌年度から現況が農地のままであっても税額が大幅に上がる場合があります。この土地は近い将来において宅地等として利用されることが明白であり、現況は農地の形態をなしていても、すでに宅地としての潜在的要素を備えていると考えられるからで、宅地介在農地となります。今まで市街化区域農地、生産緑地、市街化調整区域内の一般農地だった土地はご注意ください。

詳しくは課税課土地係まで、おたずねください。

電話 22-1111 内線 2184